

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 広域振興局税務部納税課長若しくは広域振興局総合支局地域支援部税務室長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあつては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局企画総務部税務室長（盛岡地方振興局にあつては<u>税務部管理課長</u>、宮古地方振興局にあつては税務部納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、広域振興局総合支局（以下「総合支局」という。）、総合支局地域支援部県民センター（以下「県民センター」という。）又は地方振興局に係る次の事項 (1)～(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、<u>盛岡地方振興局税務部管理課長</u>である出納員に対する委任事項 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局保健福祉環境部福祉課長</u>若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（<u>花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センター</u>にあつては遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、<u>保健福祉環境部児童障がい福祉課長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、総合支局、<u>総合支局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u>、県民センター又は地方振興局に係る<u>母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>1 広域振興局税務部納税課長若しくは広域振興局総合支局地域支援部税務室長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあつては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局企画総務部税務室長（盛岡地方振興局にあつては<u>税務部納税室管理課長</u>、宮古地方振興局にあつては税務部納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、広域振興局総合支局（以下「総合支局」という。）、総合支局地域支援部県民センター（以下「県民センター」という。）又は地方振興局に係る次の事項 (1)～(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、<u>盛岡地方振興局税務部納税室管理課長</u>である出納員に対する委任事項 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉室福祉課長</u>若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（<u>花巻総合支局地域支援部遠野県民センター</u>にあつては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、<u>保健福祉環境部保健福祉室児童障がい福祉課長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、総合支局、県民センター又は地方振興局に係る<u>次の事項</u></p> <p>(1) <u>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定に基づき生じた歳入金の収納及び保管を行うこと</u></p> <p>(2) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金（保健福祉部児童家庭課の所管に属するものを除く。）の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づき徴収した歳入金の収納及び保管を行うこと</u></p>

4 [略]

5 広域振興局土木部管理課長若しくは総合支局土木部管理課長又は地方振興局土木部管理課長（盛岡地方振興局にあっては、総務管理課長）である出納員に対する委任事項

[略]

6 地方振興局土木部及び土木事務所の出納員（5に掲げる出納員を除く。）に対する委任事項

[略]

7 県南広域振興局工業技術集積支援センター次長である出納員に対する委任事項

県南広域振興局工業技術集積支援センターに係る次の事項

(1) 物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。

(2) 占有動産の管理を行うこと。

8 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1)～(4) [略]

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下8において同じ。）

。

(4) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。

(5) 心身障害者扶養共済制度に係る掛金、加算掛金及び継続掛金の収納及び保管を行うこと。

4 3に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部保健福祉室福祉課長又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあっては保健福祉環境部保健福祉室保護課長）である出納員に対する委任事項

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により返還された歳入金の収納及び保管を行うこと。

(2) 生活保護法第78条の規定に基づき徴収した歳入金の収納及び保管を行うこと。

5 [略]

6 地方振興局水産部漁港漁村課長である出納員に対する委任事項

甲種漁港施設の占用料の収納及び保管を行うこと。

7 広域振興局土木部管理課長若しくは総合支局土木部管理課長（北上総合支局にあっては、管理用地課長）又は地方振興局土木部管理課長（盛岡地方振興局にあっては、管理用地室総務管理課長）である出納員に対する委任事項

[略]

8 地方振興局土木部及び土木事務所の出納員（7に掲げる出納員を除く。）に対する委任事項

[略]

9 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1)～(4) [略]

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下9において同じ。）

の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

9 1及び3に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項

(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項(4から8までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア～エ [略]

(2)～(4) [略]

10 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該総合支局に係る次の事項(1から9までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア・イ [略]

ウ 物品(用品調達基金に属する動産を含む。以下10において同じ。)の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2)～(4) [略]

11 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項(1から10までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア [略]

イ 物品(基金に属する動産を含む。以下11において同じ。)の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域(以下11において「所管区域」という。)に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から10までに掲げるもの

(3)～(7) [略]

12 [略]

13 [略]

の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

10 1、3及び4に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項

(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項(5及び7から9までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア～エ [略]

(2)～(4) [略]

11 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該総合支局に係る次の事項(1から10までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア・イ [略]

ウ 物品(用品調達基金に属する動産を含む。以下11において同じ。)の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2)～(4) [略]

12 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項(1から11までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。)

ア [略]

イ 物品(基金に属する動産を含む。以下12において同じ。)の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域(以下12において「所管区域」という。)に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から11までに掲げるもの

(3)～(7) [略]

13 [略]

14 [略]

15 14に掲げるもののほか、保健福祉部保健福祉企画室の出納員に対する委任事項

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の償還金及び遅延利息

14 13に掲げるもののほか、議会議務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

15 13に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金(以下15において「徴収金」という。)の収納及び保管を行うこと。

(2)・(3) [略]

16 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項

(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

17 [略]

18 商工労働観光部経営支援課の出納員に対する委任事項

中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。

の収納及び保管を行うこと。

16 14に掲げるもののほか、総務部総務室の出納員に対する委任事項

岩手県立大学等条例を廃止する条例(平成16年岩手県条例第55号)による廃止前の岩手県立大学等条例(平成9年岩手県条例第80号)の規定により生じた授業料の収納及び保管を行うこと。

17 14に掲げるもののほか、議会議務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

18 14に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金(以下18及び26において「徴収金」という。)(出張して直接収納するものを除く。以下18において同じ。)の収納及び保管を行うこと。

(2)・(3) [略]

19 [略]

20 環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金(以下20において「徴収金」という。)の収納及び保管を行うこと。

(2) 徴収金の過誤納金の戻出(支払請求書による資金の交付を含む。)を行うこと。

(3) 徴収金に係る歳入歳出外現金等の出納(支払請求書による資金の交付を含む。)及び保管を行うこと。

(4) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金等の記録管理を行うこと。

21 保健福祉部医療国保課の出納員に対する委任事項

(1) 看護職員修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。

(2) 理学療法士及び作業療法士修学資金の償還金及び遅延

	<p><u>利息の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>22 <u>保健福祉部児童家庭課の出納員に対する委任事項</u> <u>児童扶養手当法第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>23 <u>商工労働観光部経営支援課の出納員に対する委任事項</u> <u>中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>24 <u>総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項</u> <u>(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</u> <u>(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。</u></p>
<p>19 [略]</p>	<p>25 [略]</p>
<p>20 <u>環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項</u> <u>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下21において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</u> <u>(2) 徴収金の過誤納金の戻出（支払請求書による資金の交付を含む。）を行うこと。</u> <u>(3) 徴収金に係る歳入歳出外現金等の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管を行うこと。</u> <u>(4) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金等の記録管理を行うこと。</u></p>	<p>26 <u>警察本部交通部交通指導課の出納員に対する委任事項</u> <u>徴収金（出張して直接収納するものに限る。）の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>21 [略]</p>	<p>27 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	